

労務相談室 第5回



特定社会保険労務士 **大倉 昭治** (あらた経営労務事務所)

所属 愛知県社会保険労務士会
労働問題研究会 (アイチ工業ネットワーク)
(財) 21世紀職業財団 セクハラ・パワハラ防止コンサルタント
企業勤務経験を活かした労務管理を得意分野とする。
※個別のご相談は、中川法人会事務局を通して照会いただければ回答させていただきます。

『中小企業緊急雇用安定助成金』2年目継続のポイント

助成金シリーズ第5弾。今回は、中小企業緊急雇用安定助成金を2年目に利用する場合の注意点をご案内します。

1 2年目突入への生産量要件の注意点

平成21年12月1日から平成22年12月1日の間に対象期間の初日がある場合(*対象期間の初日…2年目に継続申請する場合は、2年目に係る日のこと)

今まで

直近3か月の「売上高」又は「生産高」等と比較して
①前年同期 ②それ以前3か月
が、5%以上減少↓
(ただし、5%未満の場合に限り、「赤字」要件あり)

NEW

追加要件

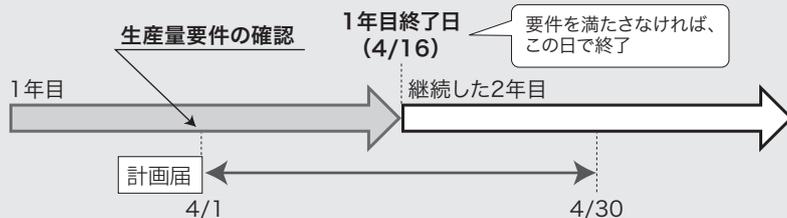
直近3か月の「売上高」又は「生産高」等と比較して
①前々年同期(2年前と比較)
が、10%以上減少↓かつ「赤字」
(両方満たすこと!)

基準及び比較対象は、売上高又は生産量などの3か月間の月平均値です。

2 1年目を賃金締切期間の途中からスタートした会社の注意点

判定基礎期間(賃金締切期間)の途中で1年目が終了となる場合、1年目の最後の計画届を提出の際に、2年目の生産量要件を確認することで、要件を満たしていれば、2年目を継続した計画届とすることができます。生産量要件を満たしていない場合は、1年目終了日までが支給対象となります。

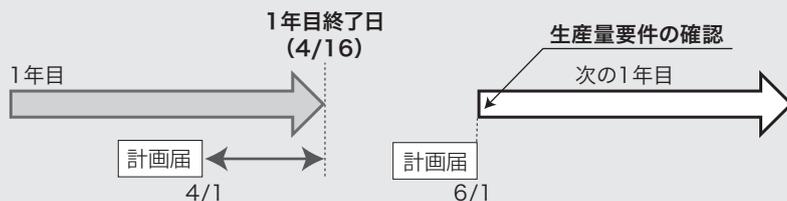
【例:平成21年4月17日スタートの月末締め会社が、継続して2年目に入る場合】



3 継続して2年目に入らない会社の注意点

また、2年目の生産量要件を満たしていない場合又は2年目を継続しない場合は期間を空けた後、初回の計画届を提出する際に、生産量要件を確認することになりますが、①の確認内容が適用されます。

【例:平成21年4月17日スタートの月末締めの会社で、平成22年6月1日再スタートの場合】



4 その他

【1】赤字要件の確認書類

赤字とは直近の決算(提出日における直近の企業会計上の決算であって、通期、半期又は四半期のいずれか)の経常損益が赤字であること。損益計算書(公認会計士又は監査法人の監査を受けたもの又は会計参与により作成されたもの並びに税務代理権限証書が添付されたものに限ります)を添付。ただし、損益計算書によりがたい場合、法人税の納税証明書(その2)を提出。

【2】休業・教育訓練実績一覧表

2009年12月2日、厚生労働省ホームページに新しい書式がアップ。
従来の ①様式第5号(3)(日付別の対象人数を集計) ②様式第5号(4)(被保険者別の日数を集計) ③休業・教育訓練実績一覧表(愛知労働局独自様式)の3種類が、1枚に統合。

【3】教育訓練

2009年3月13日に、その範囲の見直しが行われ、利用しやすくなったといわれています。
しかしその後、不適切な利用や不正受給する会社が出たため、現在は書類提出の段階でも相当厳格にチェックがされています。
書類郵送ではなく、事前に愛知労働局あいち雇用助成室(名古屋市外は所轄のハローワーク)に資料を持参して訪問、相談をされることをお勧めします。